

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、田原本町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知
がありました。

令和元年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 磯城郡田原本町全域
- 三 測量の期間 令和元年十月十五日から令和二年三月二十七日まで